

②⑥ 一札之事（江戸見物中の
定平、人別帳加入願い）

天明5年(1785) 3月

江戸時代は、宗門人別帳が戸籍の役割を果たしていました。吹路村の百姓定平は、江戸に見物に行ったまま帰らず、人別改め(人口調査)に間に合いませんでした。女房とら等は、人別を取り繕って押印してほしいと村役人・菩提寺に願い上げています。林家文書には同様の史料が複数残されており、吹路村ではこの時期に集団で江戸見物がなされたものとみられます。



利根郡新治村猿ヶ京（現みなかみ町）
林直家文書 P9802・No.96

【②⑥】一札之事（江戸見物中の定平、人別帳加入願い）

〔釈文〕

一札之事

一此度御宗門御認被_レ遊候_二付、人別之儀
各々様方_并御菩提御改被_レ遊候_二処、定平
義、江戸見物_二罷越申候_二処、未相返_リ不_レ申候_二付、
人別相改候得_者遠方_二難_一差置_一、迎_二可_レ参
之旨被_二仰下_一承知仕候得共、当時路用金等_二
差支少々延引罷成候段、御遊免可_レ被_レ下候、若又
遠方_二罷居不_レ坪之筋_一仕出、右御菩提所
_并村役人中御尋之儀出来申候得者、右一件
之諸入用差出可_レ申候間、右人別御宗門御取締
御印形奉_二願上_一候、若六ヶ敷儀出来申候得者、
何方迄も私共罷出、此段申分ケ可_レ仕候、為_二
後日_一依_而一札如_レ件

定平女房

とら_印

親類

佐平治_印

親類

市左衛門_印

同断

徳左衛門_印

村役人中

御菩提所

天明五年_辰三月

（利根郡新治村猿ヶ京（現みなかみ町） 林直家文書

P9802・No.96）

